

生徒心得

校風は、主としてその学校に在籍する構成員の日々の営みによって築かれ、高められてゆくものである。また、それは個々の生徒に多大な影響を及ぼすものであるから、生徒は、全体の中の一員として自己の在り方を考えて自ら規制しつつ、自由で民主的な校風の確立のために努力するものとする。

秩序を保った環境の中で、生徒各人が望ましい学校生活を送るためには最低限のルールが必要である。各人が以下の規程を自主的に守り、実践しなければならない。

生活規程

1. 通学

- イ. 通常は8時35分までに登校し、教育指導と部活動の場合を除き、17時までには下校する。
- ロ. 登校してから下校時まで、校外に出てはならない。必要やむを得ない場合は、ホームルーム担任に申し出て許可を受ける。
- ハ. 自転車通学する者は、学校に届け出、登録番号のステッカーをつける。紛失した時は再交付を受ける。自転車は所定の場所に置く。

2. 授業

- イ. 始業チャイムにより速やかに着席し、学習の用意をして静かに教師の入室を待つ。
- ロ. 教室の移動は敏速に行う。

3. 考查

- イ. 試験に関する要項を順守する。(要項は別掲)

4. 集会・出版等

- イ. 集会については集会規程を順守する。(規程は別掲)
- ロ. 新聞、雑誌、パンフレット、ビラその他の印刷物の作成、配布、販売、掲示、及び映画、演劇、弁論などの発表には、当該教師の指導をうけ、生徒指導部に届け出る。署名活動も同様とする。
- ハ. 政治研究や宗教研究をする場合は当該教師の指導をうける。但し、政治活動や宗教活動は行ってはならない。

5. 美化・安全

- イ. ホームルーム及びその分担区域は、日課表にしたがい必ず清掃する。
- ロ. 清掃用具はホームルーム毎に所定の場所に保管し、不足した時は係に申し出て常に整備する。
- ハ. ゴミは可燃物、不燃物及び危険物に分類し、所定の場所に捨てる。
- ニ. 週番または最後に退出する者は窓閉めと消灯を完全にする。
- ホ. 部室は部員の責任において清掃、戸締まりをする。
- ヘ. 火気、電気などを使用した場合は後始末を完全にする。
- ト. 校舎、校具を破損した者は、ホームルーム担任あるいは部顧問に申し出る。(事情により弁償を命ずることもある)

6. 保健

- イ. 学校で発病または負傷した場合は、養護教諭またはホームルーム担任あるいは部顧問に申し出て処置をうける。
- ロ. 自己または家族が感染症にかかった場合は、直ちにホームルーム担任に報告する。この場合、医師の指示があるまで登校してはならない。

7. その他

- イ. 生徒手帳ならびに身分証明書は常に携帯する。

- ロ. 携帯品は自ら管理し、紛失、盗難等のないように注意すると共に、事故があった時は直ちにホームルーム担任あるいは部顧問に報告して指示をうける。
- ハ. 金銭は必要最小限に止め、貴重品と共に身につけておく。
- ニ. 学習に関係ない物品を携帯しない。
- ホ. みだりに他人と金銭、物品を貸借、売買をしてはならない。

服装・頭髪規程

【服装】

〈男子〉

1. 上着
本校指定の制服または白無地のワイシャツを着用する。
※なお、制服の詳細は別に生徒指導部が定める
2. スラックス
本校指定の制服を着用する。
※なお、制服の詳細は別に生徒指導部が定める
3. コート
着用の必要がある場合可とする。華美でなく学生向きのもの。色は黒・紺・茶・グレー・ベージュとする。
4. セーター・カーディガン
無地で華美でないもの。襟はV型。色は黒・紺・白・グレー・ベージュ・茶とする。但し、登下校時は上着の下に着用する。
5. 靴・靴下
華美でないものを着用する
6. 上ばき
本校指定のものを着用する。
7. 襟章
上着を着用の場合、本校規定の襟章を上着の左襟につける。

〈女子〉

1. 上着
本校指定の制服または白無地のワイシャツを着用する。登下校時はベストを着用する。
2. ベスト
本校指定の制服を着用する。
3. ワイシャツ
白無地で飾りのないもの。
4. スカート又はスラックス
本校指定の制服を着用する。
※なお、制服の詳細は別に生徒指導部が定める。
5. コート類
着用の必要がある場合可とする。華美でなく学生向きのもの。色は黒・紺・茶・グレー・ベージュとする。
6. セーター・カーディガン
無地で華美でないもの。襟はV型。色は黒・紺・白・グレー・ベージュ・茶とする。但し、登下校時は上着の下に着用する。
7. 靴・靴下
華美でないものを着用する。靴下は黒・紺・白・グレーの無地でワンポイントの刺繍まで

可とする。

8. ストッキング

黒またはベージュのもので華美でないものを着用する。

9. 上ばき

本校指定のものを着用する。

10. バッジ

本校指定のものを、上着の左襟につける。

<備考>

- (1) やむを得ない事情により、上記の服装ができない場合は異装許可をうける。
- (2) 休業日において部活動を目的として登下校する際は、顧問と確認のうえ趣旨に合った服装を着用することが出来る。
- (3) 学校の行事及び本校の生徒として校外で活動するときは上記の服装を着用する。
- (4) 体育の授業の服装は別に定める。

【頭髪】

男女ともパーマ・染色・脱色等本来の頭髪の色及び形状を損なうような事は一切禁止とする。

※その他

- (1) ネックレス・ピアス・指輪等の装身具を身につけてはならない。
- (2) 男子については髪をとめる等の行為（ゴム・ヘアピン）は禁止。
- (3) 女子の髪留め（シュシュ・リボン等）は華美なもののはつけない。

生活の決まり

令和7年4月

生徒指導部

① 服装について

男子

通常	夏服	冬服
校内	ワイシャツ	学生服、ワイシャツ (防寒着としてセーター・ カーディガン・ベスト可)
登下校・集会		学生服着用、中にワイシャツ (中に防寒着としてセーター・ カーディガン・ベスト可)
式典	6月～9月	10月～5月
入学式、卒業式、始業式、 対面式、終業式、周年行事等	ワイシャツ	学生服着用、中にワイシャツ (セーター等防寒着不可)

女子

通常	夏服	冬服
校内	布ベスト、ワイシャツ	ブレザー、布ベスト、ワイシャツ (防寒着としてセーター・ カーディガン・ベスト可)
登下校・集会	布ベスト着用、 中にワイシャツ	ブレザー着用、布ベスト着用、 中にワイシャツ (中に防寒着としてセーター・ カーディガン・ベスト可)
式典	6月～9月	10月～5月
入学式、卒業式、始業式、 対面式、終業式、周年行事等	布ベスト着用、 中にワイシャツ	ブレザー着用、布ベスト着用、 中にワイシャツ (セーター等防寒着不可)

(1)スカート丈は採寸時のもの(膝中心)とし、ウエストを折り返さない(ウエストと裾のマークを出す)。

(2)ルーズソックスの使用は禁止する。

(3)夏服・冬服の選択については各自で判断する。(令和7年度より)

(4)ワイシャツの裾はスラックス・スカート中に入れ、第1ボタンのみ外してもよい。

(5)靴は華美でないものを着用する。靴下は黒・紺・白・グレーの無地でワンポイントの刺繍まで可とする。

(6)上履きは、氏名を記入し、踵をつぶして履かない。

(7)コートは、華美でなく学生向きのもの。色は黒・紺・茶・グレー・ベージュとする。

(8)セーター・カーディガンは無地で華美でないもの。タートルネック・襟付き・フード付きは禁止。

- 襟はV型。色は黒・紺・白・グレー・ベージュ・茶とする。但し、登下校時は上着の下に着用する。
- (9)休業日において部活動を目的として登下校する際は、顧問と確認のうえ趣旨に合った服装を着用することができる。(令和5年度より)
- (10)上記以外のものについては、別途審議する。

- 違反者指導**
- ①制服を变形させた場合には卒業時まで預かり、正規の物に買い換える。
 - ②ベルトを用いてのスカートの裾上げはベルトを預かる。
 - ③度重なる違反者には注意指導(学年生徒指導+担任)を行い、改善が見られない場合には保護者同席の下指導する。

② 頭髪について

- (1)パーマ・染色・脱色等本来の頭髪の色および形状を損なうことは禁止する。
- (2)女子の髪留め(シュシュ・リボン等)は華美なもののはつけない。
- (3)男子については髪をとめる等の行為(ゴム・ヘアピン)は禁止。

- 違反者指導**
- ①注意指導(学年生徒指導+担任)を行い、度重なる違反者は保護者同席の下指導する。
 - ②違反者は頭髪を修正し、学年生徒指導の許可を得ること。

③ 遅刻について

- (1)遅刻は、チャイム鳴りはじめで着席していない者とする。
- (2)電車の遅延は指導対象としないがバスの遅延は指導対象とする。
- (3)登校時だけでなく、授業の始業時間・集会等の集合時間を厳守すること。

- 違反者指導** 3回遅刻をした者を対象とし、改善が見られない場合にはさらに段階的に指導する。

④ 貴重品管理について

- (1)持ち物には記名をすること。必要以上の金銭・貴重品は持って来ない。
- (2)移動教室時には必ず教室を施錠すること(係・週番等が管理する)。
- (3)個人ロッカーには鍵を用意して施錠すること。

⑤ 挨拶について

- (1)SHR・始業終業時に号令係は、「起立」「礼」の号令をかける。
- (2)廊下等で来校者や先生方に会った時は大きな声で挨拶をする。

⑥ その他

(1)装身具・化粧等

- ・指輪・ネックレス・ピアス・ブレスレット等は一切禁止とする。見つけ次第指導し装身具は預かる。
- ・化粧・マニキュアは一切禁止とする。見つけ次第指導し落とさせる。

(2)欠席・遅刻・早退

- ・欠席・遅刻は保護者から連絡を入れる。登校後、担任に連絡する。
- ・早退する場合は、担任の許可を得る。帰宅後、学校に連絡する。

(3)タブレット端末及びスマートフォン

- ・学習活動機器として授業担当者の指導の下、マナーを守って適切に使用する。授業中使用しないものは電源を切り、教室等での充電は禁止とする。「歩きスマホ」はしない。

(4)交通安全

自転車通学

- ・自転車許可願を提出し学校に登録した自転車で登校する。
- ・雨天時は雨合羽を使用する（傘さし運転禁止）
- ・二人乗り・スマートフォン使用・無灯火・イヤホンを使用しての運転は禁止する。
- ・道交法に則り、乗車時のヘルメット着用は努力義務です。
- ・交通ルールを遵守すること。

徒歩通学

- ・交通ルール、マナーを守り他者の迷惑とならないよう通行する。
- ・商業施設内を通り道としない。

(5)学校生活全般

- ・教室の整理整頓を心がけること。
- ・校内食べ歩き、飲み歩きはしないこと。
- ・上履き・土足・体育館履きの区別を守ること。
- ・体育や許可を得た授業以外の体育着・部活ジャージでの授業への出席は禁止する。
- ・朝の SHR から帰りの SHR までの時間は部室棟・部室への立ち入りは禁止する（運動部・文化部ともに）。
- ・朝の SHR から帰りの SHR までの時間は学校指定の制服・体育着を着用する。
- ・部活動は 19 時までが活動時間、19 時 30 分完全下校です。活動後は片付け、戸締りを行いすみやかに下校する。